

利用の変更

利用申込書を提出された後に利用の変更をされる場合は、利用変更申込書をご記入のうえ、利用の通知書を添えて提出をお願いします。利用の変更可能な項目及び期間は次のとおりです。

変更項目	変更可能回数	変更可能期間	
		梨花ホール・小ホール	その他施設（楽屋含む）
利用日	申込1件につき1回限り	利用日の7日前まで（変更申込提出日の7日後以降の日程への変更に限る）	利用日の7日前まで
利用施設			
催事名			
利用時間		利用日の7日前まで（利用終了時間の繰下げは制限なし）	利用時間の延長は制限なし 利用時間の短縮は利用日の前日まで
入場料金	制限なし	制限なし	

☞ 申込者及び利用目的などの変更はできませんのでご了承ください。

☞ 変更可能期間の経過後は利用の変更は出来ません。利用の取り止めの後、新たに申込をしていただくことになります。

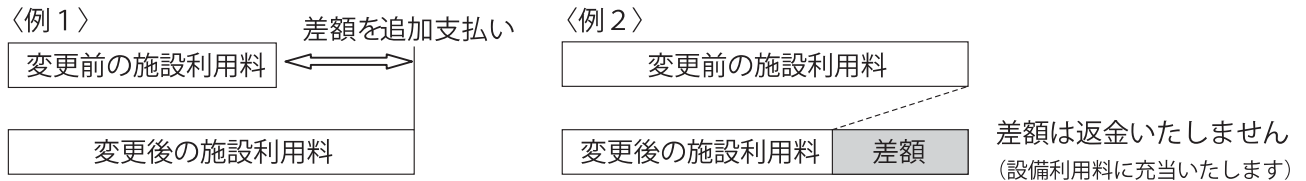
☞ 施設の利用状況などにより変更が認められない場合があります。変更可能かどうか、あらかじめご相談ください。

- 利用日当日、希望する施設が空いている場合は、利用時間の延長等を口頭により行うことができますが、この場合、利用料の減免が適用されないことがあります。
- 当日の変更に対応するためにも、ご利用の際は利用通知書をご持参ください。

☞ 施設利用料金について

利用の変更に伴い、施設利用料金が増額となる場合は、差額をお支払いいただきます。〈例1〉

減額となる場合は、差額料金の還付はいたしません。変更後の利用料金との差額は変更後の施設の設備利用料に充当いたします。〈例2〉



利用の取り止め（キャンセル）

利用を取り止めるとき（キャンセル）は、利用辞退届出書をご記入のうえ、お渡ししている請求書または利用の通知書を添えて提出をお願いします。次のとおり、料金の還付またはキャンセル料の請求をさせていただきます。

取り止め理由	届出時期		料金の支払状況	還付または請求額
	梨花ホール・小ホール	その他の施設（楽屋含む）		
天災等により利用が出来ない場合	当日まで		支払済み	全額還付
			未納	請求の中止
その他利用者のご都合による場合	利用日の3ヶ月前まで	利用日の1ヶ月前まで	支払済み	施設利用料の70%を還付
			未納	施設利用料の30%を請求
	利用日の1ヶ月前まで	利用日の7日前まで	支払済み	半額還付
			未納	半額請求
	上記の期間経過後		支払済み	還付なし
			未納	全額請求

☞ 利用料の還付申請は利用料還付申請書の提出を受け、口座振り込み（銀行、信用金庫などの金融機関。郵便局を除く）で行います。申請書の提出にあたっては、必要事項を記入し、利用の申込をされた方の印鑑を押印ください。押印箇所が2カ所ございます。同じ印鑑を押印ください。